

設問1

1. DはCに対して所有権に基づいて差止請求権としての建物収束上地明渡権に
 している。この請求が認められるためには①Dが本件土地を所有しているか
 本件土地を占有していることが必要である。

相対性を書く

2. Dは、平成29年3月1日平成28年4月1日に本件建物の取得のため
 地権者として取得者(369割項)の設立を公に登記した。そして、Bが本
 建物の取得を怠ったため、Dは取得権の行使(369割項民事訴訟法(80条))
 した。これにより、差止請求を以て、Dは本件土地を占有する(田舎主)。

Bが相対

↓
 相対性
 ↓
 実行

(2) -B、Cは、平成20年4月1日にAから本件土地を贈与(599条)された
 ため、自己に本件土地の所有権がある主張を主張するが、これに
 対し、Dは、Bが登記を怠っている(177条)ため、所有権はDに帰属して
 いると主張する。

↓
 Dが
 占有

177条の趣旨は同一の不動産について、正当な権利利益を主張する者に優先的に
 登記を認めることにある。そうすると177条の第1項、2項は、当事者及びその包括承継人以外
 の者が登記を怠ることで正当な権利利益を主張する。Dは、Aを相続(282条)
 してBとCの間で本件不動産の取得契約を締結し、登記を怠った(その相対性が
 問題)。また、
 当事者及びその包括承継人以外の者である(登記上、本件土地を占有し、
 ため、当事者及びその包括承継人以外の者で、登記を怠ることで正当な権利利益を主張(177条))
 した。この結果は、第2項にある。Dは平成29年12月1日に本件土地の
 登記を完了した。よって、Dの主張は認められる(田舎主)。

(3) 請求は、現在Cは本件土地に本件建物を建てて居住している
 本件土地を占有している。

問 - 所有は
①で判断か？

(4) 二本に於て、Cは、本件土地について法定的地上権(388条)が成立し、自己が占有権を行使して主張する。

了 相当権行使時の平成28年3月15日、本件土地、本件建物に、Cの「同一」の所有、であった。

1. 本件土地、の上に、本件建物、が存在していた。

2. 本件建物について平成28年3月15日に本件土地、に「実」相当権が認められた。

3. 平成29年3月1日の相当権行使、により、Dが本件土地所有権を行使した。Cは「本件建物」に所有権を行使した。

したがって、法定的地上権の要件は充足する。また、法定的地上権は競合し、土地と建物の所有権を兼ねるこの不利を助(こ)してあり、争点として登記を要求していない。よって、AはCは法定的地上権により本件土地の占有権を有する。

3. したがって、Dの請求は認められず。

疑問2.

1. CはDに於て、所有権に基づく妨害排除請求権としての相当権行使に相当する権利を行使している。この請求が認められず、Dは、①Cの「本件土地」所有と②本件土地のDの所有に必要なり。①については平成20年4月1日の本件土地について、AからCへの譲与があり、②については平成28年6月1日のDからCへの譲与があった。

2. Dとしては、本件登記について登記簿記載の誤りとして主張する。これについては、本件登記が有効に成立したことが争点であるところから、Dは、AとBとCと本件建物の所有権の相当権行使を主張し、平成28年4月1日に所有権行使

1	
2	を以てした。又、被告Bは、本件土地について所有権移転登記を済ませ、
3	本件土地の占有権を被告Bに帰属させた。又、被告Bは、被告Aに被告Bの
4	権利、Dの登記簿謄本を送付した。
5	3. 本件土地Cは、本件土地の短期取得者(162条)に本件被告B
6	が所有権を消滅(397条)したと主張する。
7	(1) 短期取得者の要件は、被告Bが被告Aから被告Bの土地(162条)の買得たこと
8	と被告Bが「所有の意思」を公然、被告Aに示した(162条)に於いて
9	被告Bが被告Aの土地を占有し、被告Aが被告Bの土地を占有し、被告Aが被告Bの土地を占有し、
10	被告Aが被告Bの土地を占有し、被告Aが被告Bの土地を占有し、被告Aが被告Bの土地を占有し、
11	(2) Cは、被告Aが平成20年8月21日に本件建物Aを居住し、本件
12	建物Aを占有し、平成16年8月21日の平成30年8月21日(初見不承入
13	140条)も同様と占有した。Cは、本件建物Aを居住し、本件土地の占有を
14	開始した。被告Aは、被告Aが被告Bの土地を占有し、被告Aが被告Bの土地を占有し、
15	被告Aが被告Bの土地を占有し、被告Aが被告Bの土地を占有し、被告Aが被告Bの土地を占有し、
16	4. 被告Aは、被告Aが被告Bの土地を占有し、被告Aが被告Bの土地を占有し、被告Aが被告Bの土地を占有し、
17	被告Aが被告Bの土地を占有し、被告Aが被告Bの土地を占有し、被告Aが被告Bの土地を占有し、
18	
19	
20	
21	
22	

被告Bの土地を占有し、
被告Aは、被告Aが被告Bの土地を占有し、